

お知らせ

ワイド版



行方市職員人事異動

4月1日付、課長級以上

部長級

▽建設部長・坂田好正▽経済部長・中野正史
▽教育委員会教育次長・人見偉策

課長級

【総務部】▽総務課長・松下吉雄▽総合窓口課長・関口久男▽企画課長・松金將行▽税務課長・森田幸雄▽収納対策課長・藤崎則夫▽政策推進課長・永井新衛

【保健福祉部】▽社会福祉課長・小峰宏信

▽介護福祉課長・野原芳次▽健康増進課長・小沼唯男▽国保年金課長・大曾根崇

【建設部】▽都市計画課長・河野穰▽建設課長・宮内美佐夫▽下水道課長・井野一生

【農業委員会】▽事務局長・額賀忠和

【水道課】▽水道課長・内田博明

【開発公社】▽事務局長・小沼岩雄

【社会福祉協議会】▽事務局長・細内好一

新規採用者

▽田中靖久(総務部総合窓口課主事)

▽松下成美(保健福祉部介護福祉課主事)

▽野原正臣(経済部商工観光課主事)

退職者(3月31日付、課長級以上)

▽縣博久(経済部長)▽一条善恵(教育委員会教育次長)▽小林秀美(総務部税務課長)▽

松信昌栄(保健福祉部社会福祉課長)▽高柳浩(保健福祉部健康増進課長)▽柳町照夫(建設部下水道課長)▽高塚博(開発公社事務局長)

政策推進課を設置

市長特命事項の調査研究・調整、行政課題の対応策の研究、米軍再編交付金の調整などを担当する部署として、平成22年4月1日から、総務部政策推進課(麻生庁舎)を設置しました。

また、これまで総務課が所管していた、行政改革の推進、指定管理者制度も担当します。



新規採用職員
商工観光課 野原正臣
私は、行方市に生まれ、育ちましたので、この市に愛着があります。また、お世話になった方々もたくさんいます。恩返しというほど格好いい事はできないかもしれませんが、市の発展のため、住民の皆さんのために働きたいと思えます。

行政相談所を開設します



毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることはありませんか？
こんなときは行政相談委員にご相談ください。
ご相談は無料、秘密厳守です。

日時 5月20日(木)
午後1時から午後3時まで

○麻生公民館会議室

TEL 0299-72-1573

根本 憲 行政相談委員

○北浦公民館講義室

TEL 0299-135-3777

松下健司 行政相談委員

○玉造福祉センター会議室

TEL 0299-362020

野島清司 行政相談委員

行政改革推進委員会委員を公募します

市では、広く市民の皆さんの意見を反映させ、市民協働のまちづくりを実現するため、委員を募集します。

委員任務 新たな行政改革の方針を策定するにあたり、スリムで効率的な行政運営や行政能力の向上等、効果的な行政運営が実現できるよう、市の行政改革に関する事項を調査審議します。

応募資格 (次のすべてに該当する方)

○市内に在住する満20歳以上の方(平成22年4月1日現在)

○市の行政改革の推進に関心のある方

○年6回開催予定の委員会にほぼ出席できる方(協議により夜間の実施も可能)

○国又は地方公共団体の議会議員若しくは常勤の公務員でない方

募集人員 5名以内

任期 平成22年度より2年間

報酬 会議出席1回5千円(ただし、

所得税分を源泉徴収させていただきます)

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、左記まで提出願います。(持

参又は郵送) ★応募用紙は、ご連絡を

いただければ送付させていただきます。

(市のホームページからダウンロードすることも可能)

選考方法 応募書類により選考決定します。

応募期間 5月6日から5月31日まで

問・申 〒311-3892

行方市麻生1561-9

行方市役所政策推進課

TEL 0299(72)0811

選挙投票所変更のお知らせ

総務課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811

市内投票区（麻生、北浦、玉造）のバランスと公平性及び投票管理の合理化を図るため、一部の投票区及び投票所を変更しました。これに伴い、平成 22 年 7 月に執行が予想される参議院選挙から次の投票区において、投票区及び投票所が変わりますのでご理解、ご協力をお願いします。

変更になる投票区

北浦地区

これまでの投票区	新しい投票区投票所	
投票区名	投票区名	投票所の施設名
南高岡投票区	要投票区	要地区館
小幡投票区		
行戸投票区		

玉造地区

これまでの投票区	新しい投票区投票所	
投票区名	投票区名	投票所の施設名
荒宿投票区	玉川投票区	玉川地区学習センター
藤井投票区		
井上投票区		
西蓮寺投票区		
宿投票区	手賀投票区	手賀地区学習センター
新宿投票区		
捻木投票区	現原投票区	現原小学校体育館
上山投票区		
八木蒔投票区	羽生投票区	羽生地区学習センター
羽生投票区		
沖洲投票区		

子ども手当制度が創設されました

社会福祉課（玉造庁舎）

TEL 0299-55-0111

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象の子ども（0歳から15歳到達して、最初の3月31日を迎えるまでの子ども）1人につき、月額13,000円の子ども手当が支給されます。（児童手当は平成22年3月31日まで）

<申請手続きが必要な方>

- 平成22年3月31日まで児童手当を受給されていなかった方
- 中学2年と中学3年の生徒を監護している方（ただし15歳を迎えて3月31日を迎える前の児童）
→ 平成22年4月下旬以降、申請書を対象者へ一斉発送し、3庁舎で一括受付を開始
- 公務員の方 → 所属官庁の総務部署に申請してください。

<申請手続きが不要な方>

- 平成22年3月31日まで児童手当を受給されていた方（現在、中学2年と3年の生徒のいる方を除く）、児童手当の申請をされた方 → 特に申請の必要はありません。自動的に子ども手当に移行になります。
- 平成22年3月31日まで小学6年生児童がいて、児童手当を受給されていた方
→ 特に申請の必要はありません。中学1年生になっても自動的に子ども手当に移行になります。

<必要書類>

- ・ 保険証のコピー（父・母のご家庭は父母両方分必要、ひとり親の方や保護者はその方だけのもの）
- ・ 金融機関（郵便局以外）の通帳コピー（1ページ目を開いたところのもの：金融機関名、支店名、普通、当座7桁の口座番号の掲載してあるところ）又はキャッシュカードのコピー（口座番号が8桁以上の場合は通帳コピーをお願いします。） ・ 印鑑

<受付場所> 玉造庁舎：社会福祉課1階 麻生庁舎：総合窓口1階 北浦庁舎：総合窓口1階

<申請期限> 平成22年9月30日までに申請をされた場合は、平成22年4月分に遡って支給されます。



平成 22 年 4 月から国民健康保険税が軽減されます

対象者は 倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止め（雇用契約の更新がされない）などの離職（特定理由離職者）をされた方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の失業等給付を受ける方です。

申請が必要 対象者となるのは、雇用保険受給資格者証の離職理由番号が以下の方
○離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降の場合

- 11 解雇（12、50 以外） ※ 50 は被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
- 12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21 特定雇い止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇い止め通知あり）
- 22 特定雇い止めによる離職（雇用期間 3 年未満更新明示あり）
- 23 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満更新明示なし）
- 31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
- 33 正当な理由のある自己都合退職（31、32、34 以外）
- 34 特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 6 カ月以上 12 カ月未満）

雇用保険受給資格者証の添付により申請が必要になります。

軽減額は 前年の給与所得を 30/100 として、国民健康保険税の算定とします。

軽減期間は 離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業期間とは異なり、また就職などをしても、国民健康保険の加入中は受けられます。会社の健康保険などへ加入した場合は国民健康保険を喪失するまでです。平成 22 年 4 月前 1 年以内（平成 21 年 3 月 31 日以降）に離職された方は平成 22 年度分に限り軽減されます。

お問い合わせ 国保税については 税 務 課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811
資格については 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

離職年月日と軽減期間

離 職 日	軽 減 期 間
H21.3.30以前	軽減なし
H21.3.31	平成22年度末まで
H21.4.1~H22.3.30	平成22年度末まで
H22.3.31	平成23年度末まで
H22.4.1~H23.3.30	平成23年度末まで
H23.3.31	平成24年度末まで
H23.4.1~H24.3.30	平成24年度末まで

※再就職して健康保険（社会保険）に加入する場合はその時点まで

65 歳～ 74 歳までの方で、一定の障害をお持ちの方は、 後期高齢者医療制度に加入することができます

○後期高齢者医療制度に加入することができる障害の程度は以下のとおりです。

- ・ 1 級から 3 級までの身体障害者手帳をお持ちの方
- ・ 音声機能・言語機能の障害又は下肢障害（1 号・3 号・4 号）により 4 級の身体障害者手帳をお持ちの方など

○後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として 1 割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことができます。（加入することで従来より窓口負担が軽くなる場合があります。）

窓 口 負 担	後期高齢者医療制度以外の医療保険制度		後期高齢者医療制度
	65 歳～ 69 歳までの方	70 歳～ 74 歳までの方	
	3 割	1 割（所得の多い方は 3 割）	
			1 割（所得の多い方は 3 割）

○後期高齢者医療制度では、全ての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます。

（加入することで従来より保険料負担が低くなる場合と高くなる場合があります。）

○後期高齢者医療制度に加入するためには手続きが必要ですので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (定期集合注射)

平成 22 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、登録及び予防注射が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません。(すべての犬が対象です。) 愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



○登録料等

区 分	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000円
注射済証料	350円	350円
予防注射料金	2,950円	2,950円
計	3,300円	5,300円

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○飼い主のマナーを守りましょう

犬は家族の一員です。愛犬のためにも飼い主は犬の放し飼いはやめて、糞の後始末の協力をするなど、公衆衛生の向上に努めましょう。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡した場合、所在地や所有者が変わったときは届け出をしてください。

○問合せ

環境課(北浦庁舎) ☎ 0291-35-2111

地区	日程	時 間	実 施 場 所	担当 獣医
北 区	5月27日(木)	9:00~9:20	宮崎金蔵宅前	塚本俊一・久家直樹
		9:30~9:50	行戸中央公民館	
		10:00~10:20	前田商店隣	
		10:30~11:00	要地区館隣	
		11:10~11:30	南高岡農村集落センター	
浦 地 区	5月28日(金)	9:00~9:20	④ 集 荷 所	根本伸一・石井周子
		9:30~9:50	小貫地区学習センター	
		10:00~10:20	JAGグリーンショップ武田店前	
		10:30~11:00	武田地区館	
		11:10~11:30	長野江田園都市センター	
5月29日(土)	9:00~9:40	行方市役所北浦庁舎	柴田啓子・久家直樹	
	9:50~10:20	⑤ 高柳商店前		
	10:30~10:50	北浦幼稚園		
	11:00~11:20	吉川農村集落センター		
	11:30~12:00	繁昌地区学習センター		

地区	日程	時 間	実施場所	担当 獣医
玉 造 地 区	5月23日(日)	9:00~9:30	玉造西地区学習センター	野原保夫・清水俊也
		9:40~10:00	八木蒔地区学習センター	
		10:10~10:40	羽生地区学習センター	
		10:50~11:10	沖州集落センター	
		11:30~11:50	高須一本松前	
		13:10~14:10	行方市役所玉造庁舎	
	5月24日(月)	9:00~9:20	榎本農民研修センター	柴田啓子・塚本尚子
		9:30~9:50	中山消防機庫隣	
		10:00~10:20	上山東部公民館	
		10:30~10:50	旧上山組公民館	
		11:00~11:20	芹沢消防機庫脇駐車場	
		11:30~11:50	現原地区学習センター	
	5月25日(火)	9:00~9:20	藤井集会所	長岡武彦・井川哲也
		9:30~9:50	荒宿農村集落センター	
10:00~10:30		玉川地区学習センター		
10:40~11:00		新田ふるさとコミュニティセンター		
11:10~11:40	手賀地区学習センター			
13:00~13:20	小座山農村集落センター			
13:30~13:50	行方市泉配水場			

地区	日程	時 間	実 施 場 所	担当 獣医	
麻 生 地 区	5月30日(日)	9:00~9:30	四鹿杉平農村集落センター	塚本尚子・牛尾冥夫	
		9:40~10:10	谷津農村集落センター		
		10:20~10:50	新原公民館		
		11:00~11:30	本 城 会 館		
		11:40~12:00	粗毛農村集落センター		
		13:20~13:40	(有)出沼喜之助商店前		
		13:50~14:50	麻生公民館		
5月31日(月)	9:00~9:20	井貝農村集落センター	野原保夫・井川哲也		
	9:30~10:00	小高地区館(小高分館)			
	10:10~10:30	島並農村集落センター			
	10:40~11:00	橋門四番組集会所			
	11:10~11:30	今宿農村集落センター			
	12:50~13:20	西浦地区学習センター			
	13:30~13:50	五町田ふるさとコミュニティセンター			
	6月1日(火)	9:00~9:20		天掛ふるさとコミュニティセンター	根本伸一・久家美恵子
		9:30~10:00		大和地区館(大和分館)	
		10:10~10:40		白浜ウォーキングセンター	
10:50~11:20		太田地区館(太田分館)			
11:30~11:50		台矢幡集会所			
13:10~13:30		石神構造改善センター			
13:40~14:10		青沼ふるさとコミュニティセンター			

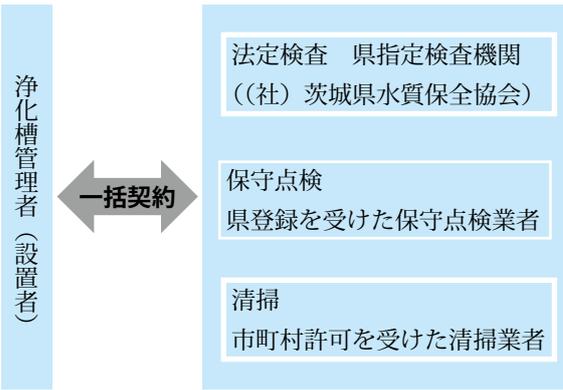
浄化槽一括契約システムをご利用ください

下水道課 (玉造庁舎) ☎ 0299 (55) 0111

浄化槽管理者 (設置者) には、定期的な保守点検、清掃及び年1回の法定検査が義務付けられています。

浄化槽一括契約システムは、管理者の義務である保守点検、清掃、法定検査が、県で定めた標準契約書により一括して契約でき、安心して浄化槽を使用することができ、大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。

浄化槽一括契約システムとは？



浄化槽管理者 (設置者)
※新たに浄化槽を設置する方は、浄化槽設置届出の際にこの契約書の写しを添付する必要があります。

浄化槽一括契約のメリットは？

- 個々に行っていた、保守点検、清掃、法定検査が同時に契約できます。
- 年間の費用が明確になり、安心して浄化槽をご利用いただけます。
- 保守点検、清掃が確実に実施され、年1回の法定検査で総合的な管理が行えます。
- 保守点検業者と清掃業者の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

【お問合せ先】

- 現在、契約されている保守点検業者、清掃業者又は左記までお問合せください。
(浄化槽全般に関すること)
県生活環境部環境対策課
TEL 029 - 301 - 2966
- (法定検査・保守点検・一括契約に関すること)
(社) 茨城県水質保全協会
TEL 029 - 227 - 4596
- (清掃に関すること)
(社) 茨城県環境保全協会
TEL 029 - 227 - 0890

犬・猫の避妊、去勢手術の補助金のご案内

環境課 ☎ 0299 (35) 2111

行方市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護及び管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

○補助金対象者 (要件をすべて満たす者)

- ・ 行方市に住所を有し、居住している者であること
- ・ 市税等を完納している者であること
- ・ 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること
- 補助対象動物
・ 補助対象者が飼育する犬・猫 (毎年度一世帯あたりそれぞれ1頭)
- ・ 犬については、補助対象年度に登録及び狂犬病予防注射を受けていること
- ・ 補助対象動物は、生後3カ月以上であること

○補助金額

- 避妊手術 犬・猫1頭 4,000円
- 去勢手術 犬・猫1頭 3,000円

○避妊・去勢手術の効果

- メスの場合
① 発情がなくなる ② オスが集まってくる ③ 子供が生まれない ④ 危険性がなくなる (犬) ⑤ 生殖器系の病気予防
オスの場合
① 子供を生ませなくなる ② 無駄吠え・遠吠え防止 (犬) ③ 異様な声で泣かなくなる (猫) ④ 縄張り争ってケンカをしなくなる ⑤ 室内にオシッコをかけて回らなくなる (猫) ⑥ 生殖器系の病気予防

理容店のご利用安心安全の

信頼の  マークの

理容組合加盟店へどうぞ

(全店賠償保険加入しております)

銚田理容組合

こんな症状ありませんか？

冷え性・肩こり・腰痛・不眠・頭痛・五十肩・筋肉痛等、各種痛み等でお悩みの方、ぜひ一度ご相談ください。

ちよつと最近太ってしまっただけで、トシたい書せそんな書せに朗報...

超短波療法・EMS運動法・高周波療法
負荷電療法・低周波療法

【家庭用電気治療器販売】

イトレーター東日本メディカル 茨城

TEL/FAX 0299-72-1370 携帯 080-5034-4750

営/9:30~17:30 休/不定休 予約制
行方市島並257-2 代表 大里淳一 事前にお電話でご予約をお願いします。

税金

のお知らせ

軽自動車税の減免について

主に心身に障害のある方の生活のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を行っています。減免を受けようとする方は、申請が必要です。ただし、障害者1人につき1台（普通車を含む）です。また、事業用車やリース車は対象外となります。

《申請期間》 平成22年5月14日（金）～24日（月）※期限を過ぎると、当該年度は減免できません。

《申請場所》 麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口・玉造庁舎総合窓口課

《申請の際に必要なもの》軽自動車税減免申請書（各庁舎総合窓口にて用意してあります）・身体障害者手帳等（コピー不可）・運転者の運転免許証（コピー可・免許証両面）・軽自動車納税通知書・納税義務者の印鑑（認印可）

【減免の対象となる障害者の範囲】

	身体障害者手帳をお持ちの方							戦傷病者手帳をお持ちの方									精神障害者保健福祉手帳	療育手帳			
	等級							項 症						款 症							
	1	2	3	4	5	6	7	特	1	2	3	4	5	6	1	2			3		
視 覚 障 害	○	○	○	○				○	○	○	○	○									1級に該当する方 障害の程度がAまたはAの方
聴 覚 障 害		○	○							○	○	○									
平 衡 機 能 障 害			○								○										
音 声 機 能 障 害 (こう頭摘出によるものに限る)			○						○	○											
上 肢 不 自 由	○	○						○	○	○	○										
下 肢 不 自 由	本人運転	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	家族等運転	○	○	○				○	○	○	○										
体 幹 不 自 由	本人運転	○	○	○		○		○	○		○		○	○							
	家族等運転	○	○	○				○	○		○										
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○																		
	移動機能	○	○	○	○	○	○														
心 臓 機 能 障 害	○		○					○	○	○	○										
じ ん 臓 機 能 障 害	○		○					○	○	○	○										
呼 吸 器 機 能 障 害	○		○					○	○	○	○										
膀 胱 または直腸の機能障害	○		○					○	○	○	○										
小 腸 機 能 障 害	○		○					○	○	○	○										
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○																		
肝 臓 機 能 障 害	○	○	○																		

市税等は納期内にお願いします

平成22年度の市税等の納期限は次のとおりとなっています。市税等は納期内に納付しましょう。

	固定資産税	軽自動車税	市・県民税	国民健康保険税
4月分				
5月分	1期 5月31日	全期 5月31日		
6月分			1期 6月30日	
7月分	2期 8月2日			1期 8月2日
8月分			2期 8月31日	2期 8月31日
9月分	3期 9月30日			3期 9月30日
10月分			3期 11月1日	4期 11月1日
11月分	4期 11月30日			5期 11月30日
12月分			4期 12月27日	6期 12月27日
1月分				7期 1月31日
2月分				8期 2月28日

問い合わせ 税務課・収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811